

株式会社パソナ ワークライフファシリテーター協会
「ワークライフファシリテーター協会主催イベント」利用規約

第1条(総則)

株式会社パソナ（以下「当社」といいます。）は、当社が提供する「ワークライフファシリテーター協会主催イベント」（以下「本イベント」といいます。）の提供条件につき、この規約（以下「本規約」といいます。）において定めるものとします。

第2条(申込資格等)

1. 本イベントは本人による申込に限ります。
2. 本イベントの参加を希望し第4条所定の方法により当社に本イベントの参加を申し込んだ者（以下「申込者」といいます。）と当社との間で本イベントにかかるサービス提供契約（以下「本契約」といいます。）が成立します。本契約に基づき本イベントに参加する者を「参加者」といいます。

第3条(適用)

申込者は、本規約に同意したうえで本イベントの参加申込をするものとします。

なお、次条に定める申込フォームの送信を行った時点で、申込者は本規約に同意したものとみなします。

第4条(申込及び支払い)

1. 申込者は、当社が運営するwebサイト（<https://pasona-worklife.net>）（以下「本サイト」といいます。）より希望するイベントを選択し、本サイト内の申込フォームに必要事項を入力のうえ、当社に送信することにより本イベントの参加を申し込むものとします。なお、申込の締切日は本イベントの開催日の土日祝日を除く5営業日前までとします。
2. 当社は、前項に基づく申込内容につき、次の各号にしたがい確認し、申込者と当社との間で本契約が成立した時点で参加者による本イベントの参加が確定するものとします。なお、申込フォームの必要事項が入力されていない場合、申込受付ができないことがあります。
 - (1)有料・無料イベントとも申込受付は先着順で行い、定員に達した時点で締め切らせて頂きます。
 - (2)(有料イベントの場合)
 - ①定員以内の場合（定員がない場合も含みます。）は、申込を受け付けた時点で当社から申込者に対し申込受付完了とイベント参加料の入金案内のメールをお送りします。このメールはあくまでも申込受付をしたことをお伝えするメールであり、この時点ではまだ本契約は成立していません。
 - ②申込者は、当社からの入金案内メールにしたがい、収納代行サービス（ウェルネット マルチペイメントサービス）を介し本イベントの開催日から土日祝日を除く3日前の17時（以下「支払期日」といいます。）までにクレジットカード、コンビニエンスストア支払、又は銀行振込のいずれかの方法により、当社に対し各イベントの代金（以下「イベント参加料」といいます。）を支払うものとします。なお、銀行振込による場合、支払期日が銀行休業日の場合は、その前営業日を支払期日とするものとします。
 - ③イベント参加料の支払に要する費用が発生する場合は申込者の負担とします。
 - ④上記③に定めるイベント参加料のお支払い完了を当社にて確認した時点で、当社と申込者との間で本契約

が成立するものとし、参加者による本イベントの参加が確定します。

(3)(無料イベントの場合)

- ①申込を受け付けた時点で、定員以内の場合(定員がない場合も含みます。)は、参加確定のメールをお送りします。参加確定メールをお送りした時点で、当社と申込者との間で本契約が成立するものとし、参加者による本イベントの参加が確定します。
- ②申し込みを受け付けた時点で、定員を超過していた場合は、参加締め切りのメールをお送りします。この場合は、本イベントに参加できません。

第5条(参加者からの解約)

参加者が本契約の解約を希望する場合は、本サイト内のフォームに必要事項を入力のうえ、当社に送信することにより解約を申し出るものとし、当該申し出を承諾する旨の当社からの電子メールの送信時点をもって本契約を解約することができるものとします。なお、本契約の解約には次の各号の定めに従いキャンセル料が発生しますので、あらかじめご了承ください。なお、キャンセル料は有料イベントの場合のみ発生するものとします。

- (1)本イベント開催日の土日祝日を除く 3 日前の 17 時までに解約申し出がなされた場合:キャンセル料なし
- (2)本イベント開催日の土日祝日を除く 3 日前の 17 時以降から本イベント日までの期間において解約申し出がなされた場合:本イベント参加料の 100%

第6条(最小遂行人数に満たない場合の本イベントの開催中止)

1. 参加者が申し込んだ本イベントについて、開催日の土日祝日を除く 5 営業日前までに当該イベントの申込者が最小遂行人数に満たない場合、当社は当社の判断により本イベントを開催しない決定をすることができるものとし、すみやかにその旨を参加者に通知するものとします。
2. 前項の場合、当社は参加者に対し、すでに受領している参加料全額を、翌月末日までに、返金するものとします。

第7条(不可抗力による本講座の開催中止)

1. 地震、洪水、火災等の天災地変の発生、原発事故・戦争・暴動等の勃発またはこれらに準じる事態が生じた場合には、本契約は当然に終了するものとし、これにより参加者に生じた損害について当社は責任を負わないものとします。
2. 当社の経営上等の事由により本イベントの運営が困難と当社が判断した場合、当社は参加者に解除日の 7 日前までに通知することにより本イベントの開催を中止し、本契約を解除できるものとします。なお、この場合の受講料の取扱いについては、前条第2項に準じるものとします。

第8条(本イベントの参加に関する禁止事項)

参加者は、本イベントの参加にあたり、以下に定める各禁止事項に該当する行為を行ってはなりません。本条の禁止事項に該当する行為を参加者が行った場合、当社は当社の判断で参加者に対し本イベント会場からの退去を求め、また以後の参加権利をはく奪することができるものとします。なお、参加者が以後の参加権利をはく奪された場合であっても、当社は参加者に対し、すでに受領している参加料の返金をしないものとします。

- (1)講師、他の受講者または弊社従業員に対して、その権利を侵害する行為、経済的・社会的・精神的損害を与

- える行為、脅迫的な行為、恫喝・威嚇的な言動を伴う行為、プライバシーを侵害する行為、誹謗中傷する行為、およびハラスメント行為
- (2)飲酒または酒気を帯びた状態でのサービスのご利用行為
- (3)当社が第三者に提供した情報を無断で開示又は漏洩する行為
- (4)本イベントの内容又はライブ配信講習の内容の録音、録画、ライブ配信、SNS 等へのアップロード等をする行為
- (5)当社サービス(講習内容や教材含む)、社員、講師、他の受講者の名誉、信用、肖像権、プライバシー、財産権その他の権利又は利益を侵害する行為
- (6)本イベント開催中に携帯電話等の通信機器を使用する行為
- (7)本イベントの講師の指示に従わない等の行為
- (8)本イベント会場およびその付帯設備を破損する等の行為
- (9)当社の名誉・信頼を失墜する行為

第9条(著作権等)

1. 本イベントにおいて使用するテキスト、配布資料、および本イベントの内容(以下、総称して「本テキスト等」といいます。)にかかる著作権はすべて当社に帰属します。
2. 当社は、参加者に対し本テキスト等を自らの学習の目的でのみ使用することを許諾し、他の目的での使用を許諾するものではないことを参加者はあらかじめ承諾するものとします。
3. 参加者は、本テキスト等を複製、転用してはならず、また有償・無償を問わず第三者に提供してはなりません。

第10条(本契約の解除)

参加者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当社は何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- (1)暴力団構成員・準構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の関係者、その他公益に反する行為をなす者(以下「反社会的勢力」といいます。)
- (2)反社会的勢力でなくなってから 5 年を経過していない者
- (3)反社会的勢力と資金提供、利益供与その他の密接な交際をしている者
- (4)自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為をした者
- (5)本イベントの参加に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用い、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為、およびその他これらに準ずる行為を行った者

第11条(保障及び責任)

1. 当社は、本イベントの内容および参加後の結果について、本規約で明示の保証を行っているもの以外は一切の保証を行わないものとします。
2. 当社は、契約責任、不法行為責任その他法律上の請求理由を問わず、当社が本イベントの提供に関して参加者に損害を与えた場合には、通常かつ直接の損害に限り参加者が被った損害を賠償するものとします。その場合の損害賠償額は、当社の故意または重大過失による場合を除き、当該損害発生の原因となった本イベント

の参加料として当社が受領した金額相当額を上限とします。

3. 本規約に関する訴訟は東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第12条(通知の方法)

当社から申込者および参加者に対する通知の方法は、本規約に別段の定めがある場合を除き、申込者および参加者の指定したメールアドレス宛に電子メールを送信する方法によるものとします。

第13条(規約内容の変更)

1. 当社は、次の各号に該当する場合、当社の裁量により、本規約を変更することができるものとします。
 - (1)本規約の変更が参加者の一般の利益に適合するとき。
 - (2)本規約の変更が、本イベントの参加という参加者の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の 1 ル月前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を、本サイトに掲示することにより通知します。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降に参加者が本イベントを引き続き参加したときは、参加者は変更後の本規約に同意したものとみなします。

第14条(適用期日)

本規約は、2024 年 4 月 11 日より適用されるものとします。

以上

【申込・お問い合わせ】

株式会社パソナ ワークライフファシリテーター協会事務局
〒100-6514 東京都千代田区丸の内1-5-1 新丸の内ビルディング14F
wlf-kyokai@pasona.co.jp

2024年4月11日改定